

秋田市農委公告

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第19条第1項の規定により、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集を行うので、秋田市農地利用最適化推進委員候補者の推薦および募集に関する要綱第2条第1項の規定に基づき、公告する。

令和8年2月24日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

1 区域および人数

区域	人数
第1区域	6人
第2区域	5人
第3区域	6人
第4区域	6人
第5区域	6人

2 任用期間

令和8年7月20日から令和11年7月19日までの3年間

3 身分

秋田市の非常勤特別職

4 職務内容

担当区域における現場活動（農地の現地確認や調査、農地所有者や耕作者との面談等）を担当する。

このほか必要に応じて農業委員会総会等に出席する場合もある。

(1) 主な業務

- ア 担い手への農地の集積・集約化
- イ 遊休農地の発生防止・解消
- ウ 新規参入の促進等に伴う現地での調査

エ 指導および監視業務

オ 地域計画における目標地図の作成

5 委員報酬

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）に基づき支給する。

農地利用最適化推進委員	委員	月額 31,000円
		日額 10,000円
		年額 国からの交付金の範囲内で活動時間に応じた額

6 推薦を受ける者および応募する者の資格

推薦を受ける者および応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団もしくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

7 推薦および応募に関する手続き等

(1) 候補者を推薦する場合

ア 個人が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（個人推薦用）（様式第1号）に必要事項を記入し、提出すること。

イ 法人又は団体が候補者を推薦する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）に必要事項を

記入し、提出すること。

(2) 候補者の募集に応募する場合

募集に応募する場合は、秋田市農地利用最適化推進委員候補者応募申込書（様式第3号）に必要事項を記入し、提出すること。

(3) 提出先

提出書類は、持参又は郵送により、「10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先」へ提出すること。

8 推薦・募集期間

令和8年3月2日（月）から同月31日（火）まで。持参の場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

郵送の場合は、3月31日（火）必着

9 選考方法

秋田市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催し、提出された書類をもとに選考する。

結果については、7月上旬までに秋田市のホームページ等により公表する。

10 推薦および募集に関する書類の提出先ならびに問合せ先

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

秋田市農業委員会事務局（本庁舎4階）

電話 018-888-5796

11 その他

(1) 受付期間の中間時および終了後、法令の規定に基づき、推薦および応募に関する状況を秋田市のホームページで公表する。

(2) 提出書類に記載された個人情報は適正に管理し、農地利用最適化推進委員の選考のみに使用する。

また、提出された候補者推薦書および候補者応募申込書は返却しない。

(3) 推薦および応募様式は、次の窓口かホームページから入手すること。

窓 口	所 在 地	電 話 番 号
秋田市農業委員会 事務局	〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号(4階)	018-888-5796
河辺市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒019-2692 秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地2	018-882-5161
雄和市民サービスセン ター産業・建設・地域 支援担当	〒010-1223 秋田市雄和妙法字上大部48番地1	018-886-5545

秋田市農地利用最適化推進委員推薦・応募ホームページ

<https://www.city.akita.lg.jp/shisei/iinkai/1009648/index.html>

区域内地区

区 域	地 区
第1区域	次に掲げる地区 (1) 金足片田地区、金足黒川地区、金足高岡地区および金足吉田地区 (2) 金足岩瀬地区、金足浦山地区、金足追分地区、金足大清水地区、金足小泉地区、金足下刈地区、金足鳩崎地区および金足堀内地区 (3) 下新城地区 (4) 飯島地区 (5) 上新城地区 (6) 寺内地区、八橋地区、土崎地区、将軍野地区および港北地区

第2区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 旭川地区、泉地区、保戸野地区、新藤田地区、手形地区、濁川地区、添川地区、山内地区および仁別地区</p> <p>(2) 広面地区、檜山地区、柳田地区、東通地区、南通地区、中通地区および千秋地区</p> <p>(3) 外旭川地区</p> <p>(4) 太平地区</p> <p>(5) 下北手地区、横森地区および桜地区</p>
第3区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 下浜地区</p> <p>(2) 新屋地区、勝平地区、旭南地区、川尻地区、川元地区、山王地区および浜田地区</p> <p>(3) 豊岩地区</p> <p>(4) 四ツ小屋地区、御所野地区および御野場地区</p> <p>(5) 仁井田地区、大住地区、牛島地区、茨島地区および卸町地区</p> <p>(6) 上北手地区および南ヶ丘地区</p>
第4区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 河辺赤平地区、河辺大張野地区、河辺大沢地区および河辺高岡地区</p> <p>(2) 河辺諸井地区、河辺和田地区および河辺神内地区</p> <p>(3) 河辺戸島地区、河辺畑谷地区および河辺豊成地区</p> <p>(4) 河辺松渕地区および河辺北野田高屋地区</p> <p>(5) 河辺岩見地区</p> <p>(6) 河辺三内地区</p>
第5区域	<p>次に掲げる地区</p> <p>(1) 雄和女米木地区、雄和戸賀沢地区および雄和相川地区</p> <p>(2) 雄和左手子地区、雄和種沢地区および雄和平尾鳥地区</p> <p>(3) 雄和神ヶ村地区、雄和碓田地区および雄和萱ヶ沢地区</p> <p>(4) 雄和新波地区、雄和向野地区および雄和繫地区</p>

(5) 雄和田草川地区および雄和芝野新田地区

(6) 雄和妙法地区、雄和石田地区、雄和平沢地区、雄和椿川地区および雄和下黒瀬地区